

○北海道警察少年警察活動規程の運用について

令和7年5月30日

道本少第827号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

これまで少年警察活動については、北海道警察少年警察活動規程（平成20年警察本部訓令第10号。以下「訓令」という。）及び「北海道警察少年警察活動規程の運用について」（令6. 10. 22道本少第2311号。以下「旧通達」という。）に基づき運用してきたところであるが、この度、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）のうち、懲役及び禁錮の廃止並びに拘禁刑の創設に関する規定が本年6月1日から施行されることに伴い、本通達の一部を改正し、同日から運用することとしたので、その運用に遺漏のないようにされたい。

なお、旧通達は、同日付けで廃止する。

記

1 改正点

2 解釈及び運用方針の項目10の(5)のイ及び22の(2)のイの(イ)の事項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

2 解釈及び運用方針

項 目	解 釈 ・ 運 用 方 針
1 趣旨（第1条関係）	(1) 道警察における少年警察活動に関しては、本条に列挙した法令を根拠とするほか、この訓令の定める事項により行うことを明らかにしたものである。 (2) 「その他の法令」としては、例えば、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）等が挙げられる。
2 用語の定義（第2条関係）	民法（明治29年法律第89号）における成年年齢は18歳であるが、少年法における少年とは20歳に満たない者であり、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号。以下「活動規則」という。）及びこの訓令においても同様であることに留意すること。
3 少年育成専門官及び心理専門官（第3条、第4条関係）	少年育成専門官及び心理専門官は、活動規則第2条第13号に規定する少年補導職員として、それぞれ第3条又は第4条に定める職務を行うものとする。
4 スクールサポーター（第5条関係）	スクールサポーターは、会計年度任用職員取扱要綱で定める会計年度任用職員であり、その身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する職員である。
5 少年警察活動の基本（第8条関係）	(1) 健全育成の精神 第1号の「規範意識の向上」は、少年の非行の防止に不可欠な要素であり、また、「立直り」とは、非行少年及び不良行為少年が立ち直ることのみならず、被害少年がその精神的打撃か

	ら立ち直ることも含むものである。 少年警察活動を行うに当たっては、少年が立ち直ってこそ「少年の健全な育成」という最大の目的が達成されることに留意するものとする。 また、少年警察活動に携わる者は、「少年の健全な育成」を期するため、人格の向上と識見の涵養^{かん}に努め、少年及び保護者その他の関係者の信頼が得られるように努めるものとする。 (2) 少年の特性の理解 第2号は、少年が心身共に成長期にあつて環境の影響を受けやすいこと、可塑性（少年が非行から立ち直る可能性を意味する。）に富むことなどを理解する必要性を示したものである。 (3) 処遇の個別化 第3号は、個別の少年の特性に応じて最善の処遇を講ずることの必要性及びその前提として少年自身とその環境を深く洞察し、問題点を把握することの必要性を示したものである。 (4) 秘密の保持 第4号は、少年その他の関係者のプライバシーに配慮する必要性を示したものである。 非行少年に係る事件の捜査又は調査、不良行為少年の補導、少年相談等により知り得た秘密を漏らしてはならないことは当然のことであるが、特に、少年の立直りを期する上では、少年その他の関係者に秘密の保持について不安を抱かせないことが重要であることから、これに配慮するものとする。 (5) 国際的動向への配慮 第5号の「国際的動向」としては、例えば、児童の権利条約の採択、児童の商業的性的搾取事犯防止に関する取組が世界的に行われていることが挙げられるが、このような国際的な動向に十分配慮する必要性を示したものである。 なお、これらの動向を踏まえて、日本人が国外において敢行する児童買春事犯、インターネットを利用した児童ポルノ事犯等の積極的な取締り及び児童の性的搾取等の防止のための広報啓発を強力に推進するものとする。
6 関係機関、ボランティア等との連携（第9条関係）	(1) 第1項の「その他の少年の健全な育成に係る業務を行う機関」の例としては、精神保健福祉センター等が挙げられる。 (2) 第2項の「その他の少年の健全な育成のための活動を行うボランティア又は団体」の例としては、学生ボランティア、市町村において委嘱されている青少年育成委員、PTA等が挙げられる。 (3) 関係機関等との連携に際しては、警察から協力を求めるほか、相手方が主体となって実施する活動にも積極的に協力するもの

	とする。
7 警察本部長及び方面本部長の職務（第10条関係）	本条は、警察本部長及び方面本部長が少年警察運営の責任者として、少年警察活動がその目的に沿って運営されるように全般的な指揮監督に当たるとともに、少年警察活動を推進する上で必要不可欠な部内体制の確立及び少年警察部門以外の部門（以下「他の警察部門」という。）との緊密な連絡の保持、関係機関等との連携並びに全ての警察職員に対する効果的な教養を実施するなどの職務について明示したものである。
8 少年事件指導官の職務（第13条関係）	第1項第1号の「別に定めるもの」とは、「ち密な捜査の推進強化について」（平2．8．8道本例規（刑・防・交企・公1）第30号）に定める次に掲げる事件で、特に公判（少年事件における審判を含む。）において立証上の問題が生じるおそれのある事件について、警察本部の主管部長又は方面本部長が警察本部長の承認を得て指定したものをいう。 (1) 自白の信用性に疑いを持たれるおそれのある事件 (2) 否認事件及び黙秘事件 (3) 被害者、重要な目撃者又は共犯者の供述の信用性に疑いを持たれるおそれのある事件 (4) 鑑定結果の信用性に疑いを持たれるおそれのある事件 (5) 実況見分、検証の結果等の信用性に疑いを持たれるおそれのある事件 (6) 微妙な擬律判断を必要とする事件 (7) その他特に公判（少年事件における審判を含む。）において立証上の問題が生じるおそれのある事件
9 犯罪少年事件に関する指揮（第14条関係）	犯罪少年事件（犯罪少年に係る事件をいう。以下同じ。）の捜査に関する指揮は、北海道警察捜査指揮規程（平成4年警察本部訓令第15号）に基づき、行わなければならない。
10 調査の指揮及び事件の報告（第15条関係）	(1) 本条は、触法少年事件及びぐ犯少年事件に関する指揮区分等を定めたものである。 これら事件の調査に当たっては、警察本部長、方面本部長、生活安全部長又は警察署長（以下「署長」という。）の指揮を受けなければならない。 (2) 触法調査及びぐ犯調査に関する指揮は、おおむね次に掲げる事項について検討を加え、事件の実態を把握して行わなければならない。 - ア 事件の発覚に至るまでの経緯 - イ 事件の性質、内容及び構成要件 - ウ 少年の要保護性 - エ 疎明資料の有無及び収集の難易度 - オ 法益侵害の程度と公共の福祉との権衡

カ 強制調査の必要性の有無

キ 調査着手の時機

ク 事件の進展及び波及の見通し

ケ 少年の非行歴、補導歴及び境遇

(3) 触法調査及びぐ犯調査に関する指揮事項については次に掲げるとおりである。

ア 調査の着手及び中止

イ 調査方針の樹立及び変更

ウ 触法少年又はぐ犯少年であると疑うに足りる相当の理由のある者及び重要な参考人の呼出し、面接の要否及びその方法

エ 搜索、差押え、検証その他の令状の請求及び執行並びに鑑定嘱託

オ 押収物の廃棄、換価、還付及び仮還付の処分

カ 事件の送致、送付、通告及びこれらに準ずる手続

キ 送致、通告に際して付すべき意見

ク 家庭裁判所、児童相談所その他関係機関との調査に関する連絡、協力等

ケ 新聞社等の報道機関その他の者に対する発表

コ その他調査につき指揮を要すると認められるもの

(4) 警察本部長の指揮する事件については、対象となる具体的事件は明示されておらず、方面本部長又は生活安全部長から報告がなされた方面本部長の指揮する事件の中から、特異又は重要なもので、直接指揮する必要が認められる事件について、警察本部長の指揮する事件とすることができる。

警察本部長の指揮する事件の例としては、強盗殺人、不同意性交等・殺人、重要特異な殺人、強盗、不同意性交等、建造物に対する放火等が挙げられる。

(5) 方面本部長又は生活安全部長の指揮する事件として掲げたものは、少年法第6条の6第1項の規定により送致すべき事件であり、具体的には次に掲げるとおりである。

ア 故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係る刑罰法令に触れるものであると思料するとき。

イ 死刑又は無期若しくは短期2年以上の拘禁刑に当たる罪に係る刑罰法令に触れるものであると思料するとき。

ウ これらのほか、家庭裁判所の審判に付することが適当であると思料するとき。

(6) 方面本部長又は生活安全部長は、前事項に掲げるもののほか、署長から報告がなされた事件のうち、特異又は重要なものを直接指揮することができるものである。

この報告については、署長への指揮伺いのため作成した少年

	事件処理簿（様式を定める訓令別記様式第44号）で足り、新たに書類等を作成する必要はない。 (7) 第5項に規定する報告に際し、当該事件が方面本部長又は生活安全部長の指揮する事件であるときは、指揮を受けようとする事項を明らかにして伺いをしなければならない。ただし、急速を要するときは、必要な措置をとった後速やかに指揮を受けるものとする。 (8) 警察本部長、方面本部長、生活安全部長又は署長が事故等のため、第1項から第3項に規定する指揮を受けることができないとき、又は急速を要しそのいとまのないときは、警察本部長に係るものについては生活安全部長、方面本部長に係るものについては当該方面本部の生活安全課長、生活安全部長に係るものについては少年課長、署長に係るものについては副署長、刑事・生活安全官（第4項の規定により準用される少年課長に係るものについては次席）がそれぞれの指揮を代行するものとする。この場合において、指揮を代行した者は、事後速やかに事件の概要及び指揮事項を警察本部長、方面本部長、生活安全部長又は署長にそれぞれ報告しなければならない。 (9) 事件の報告及び指揮伺いについては、少年警察部門が行うものとし、他部門が調査を担当した場合であっても、少年の特性に配慮した調査が行われるように、少年警察部門において、その経過を把握して必要な支援をするとともに、少年警察部門を通じて行うものとする。
11 少年事件選別主任者等の指定、職務等（第16条、第17条関係）	(1) 少年事件選別主任者制度は、少年警察部門の幹部を少年事件選別主任者（以下「選別主任者」という。）に指定し、非行少年に係る措置の選別及び処遇上の意見の適否について審査を行わせるなど、適正に処遇の個別化を図ろうとするものである。 (2) 非行少年の処遇及び少年事件処理の適正化を図るためには、選別主任者の専門的立場による意見が事件着手の段階から反映されることが必要である。このため、少年警察の主管業務に精通している警察署の少年警察部門の課長、少年課の少年事件指導官及び少年サポートセンター所長を選別主任者に指定するものである。 (3) 選別主任者が非行少年に係る事件に関し、捜査又は調査の着手の段階から捜査主任官（犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号。以下「規範」という。）第20条第1項に規定する捜査主任官をいう。以下同じ。）又は調査主任官と相互に緊密な連携を図ることの必要性については、少年事件の特殊性に鑑み、当該事件が適正に処理され、かつ、措置の選別及び処遇上の意見が適切に反映されるようにするためのものである。

	したがって、選別主任者が捜査主任官又は調査主任官が行う当該事件の処理方針や指揮事項まで審査するというものではないことから、専門的立場により必要な意見を述べ、適正な処理に資することに留意しなければならない。 (4) 第16条第2項及び第3項第1号のただし書の交通法令違反（犯罪統計細則（昭和46年警察庁訓令第16号）第2条第2号に規定する罪をいう。以下同じ。）又は交通事故事件（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）に規定する罪又は交通事故に係る刑法（明治40年法律第45号）に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る犯罪少年事件又は触法少年事件で、「当該少年の適正な処遇を図るため特に必要と認められるもの」とは、共同危険行為等で検挙又は補導された暴走族加入少年等で問題性の高い少年、悪質な法令違反を犯して重大事故を起こした少年に係る事件をいう。 (5) 選別主任者の業務負担を軽減し、その機能の効率化を図るため、警察本部少年課長（以下「少年課長」という。）は警部又は警部補の階級にある者の中から、署長は少年警察部門の警部補の階級にある者の中から、それぞれ少年警察活動に精通している者を少年事件選別補助者（以下「選別補助者」という。）に指定し、他の警察部門の係との連絡調整、取扱警察官等との審査に必要な打合せを行わせるなど、選別主任者の補助に当たらせるものとする。 (6) 選別補助者は、選別主任者が不在の場合等において選別主任者の職務を代行するほか、措置の選別及び処遇上の意見についての予備的な審査等を通じて取扱警察官等との意思疎通を図るとともに、自己研さんに努め、少年事件を取り扱う警察官等に対して、取扱上の留意事項や選別主任者制度に関する指導教養に努めるなど、積極的に選別主任者の補助に当たらなければならない。
12 早期発見等 （第18条、第19条関係）	少年の健全育成を図るためには、非行少年、不良行為少年、被害少年、要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童を早期に発見し、迅速かつ適切な措置を執ることが極めて重要であることから、あらゆる職務執行の機会を捉え、かつ、関係機関等と連携して当該少年の早期発見に努めるとともに、発見した場合における報告等必要な措置を執ることについて規定したものである。
13 街頭補導の効果的实施等（第20条、第21条関係）	(1) 街頭補導は、道路その他の公共の場所、駅その他の多数の客の来集する施設又は風俗営業の営業所その他の少年の非行が行われやすい場所において行うものとする。 「その他の公共の場所」には、公園、広場等の不特定多数の者が自由に利用し、又は出入りする場所が広く含まれ、「その

	他の多数の客の来集する施設」には、興業場、デパート等の不特定多数の客の来集を予定した施設が広く含まれる。 また、「その他の少年の非行が行われやすい場所」には、性風俗関連特殊営業や女子高校生に扮するなどしてサービスを提供するいわゆる「JKビジネス」の営業所、盛り場、深夜に営業する飲食店、インターネットカフェ、カラオケボックス、コンビニエンスストア及びその周辺その他少年のたまり場となりやすい場所が広く含まれる。 街頭補導は、これらの場所を重点とし、関係機関、ボランティア等との連携に配慮しつつ、管内の実態に即して計画的に実施するものとする。 (2) 街頭補導は、自らの身分を明らかにし、その他相手方の権利を不当に害することのないように注意して行うものとする。これは責任の所在を明らかにし、街頭補導の適正を確保するとともに、少年の信頼を得て事後の助言又は指導を円滑に行うためである。 (3) 街頭補導に当たっては、少年等の動静に注意を払うなど受傷事故の防止に努めるほか、ボランティア等と共同で行う場合は、あらかじめ実施要領を定め、補導上の留意事項を徹底し、事故のないように統制のとれた補導活動を行うものとする。
14 少年相談の取扱い等(第22条、第23条関係)	(1) 少年相談の取扱いに当たっては、警察に相談するに至った相談者の心情を理解するとともに、常にその立場に立ち、親身になってこれを助力するという心構えをもって対応するものとする。 (2) 少年相談のうち、関係機関が対応することとされているもの又は関係機関に引継ぎをして対応を委ねた方が適当と認められるものについては、一方的に断ることなく、処理できない理由を説明し相談者の理解を求めるとともに、関係機関に適切に引き継ぐなど誠実な対応をするものとする。 (3) 少年相談を引き継ぐときは、相談者に対し、引継ぎ先、連絡方法等必要な事項を説明するものとする。
15 継続補導の実施等(第24条、第25条、第26条関係)	(1) 継続補導は、少年に対する助言、指導、カウンセリング等を通じて行うものであり、専門的な知識及び技能を必要とし、継続的に実施することを要する活動である。 このため、原則として、少年サポートセンターに配置された少年育成専門官、心理専門官及びスクールサポーター（以下これらを「少年育成専門官等」という。）並びに第3条に規定する知識技能を有する警察官が行うものとする。ただし、継続補導の対象となる少年の居住地が少年サポートセンターから遠く離れている場合等においては、少年サポートセンターの指導の下、

	警察署の少年警察部門に属する職員が行うことができるものとする。 (2) 警察署において継続補導を行う場合においては、少年サポートセンターから個別具体的な指導を受けることのほか、少年サポートセンターに対し継続補導の経過に係る一般的な報告を行い、専門的な事項について指導を受けるなど、緊密に連携を保つものとする。 (3) 学校関係者その他の適当な者と協力して継続補導を行う場合には、関与する者が多くなることから、少年のプライバシーに配慮する必要性に鑑み、保護者（特定少年の場合は本人）の同意を得ておくこととしたものである。この場合、「その他の適当な者」の例としては、少年サポートチームの構成機関及びその助言・協力機関の実務担当者等が挙げられる。 (4) 被害少年カウンセリングアドバイザーとは、警察本部長が委嘱する少年の心理に関する専門家をいう。 (5) 犯罪少年及び14歳以上のご犯少年については、警察において必要な捜査・調査を行い関係機関に送致された後は、当該機関における措置に委ねられることとなるため、継続補導の対象とはならないが、触法少年及び14歳未満のご犯少年であって児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条第1項の要件に該当しないものについては、その非行の防止を図るため特に必要と認められる場合には、保護者の同意を得た上で、継続補導を実施するものとする。 (6) 特定少年に対する継続補導の実施に当たり、当該特定少年の指導、助言その他の援助を行う観点からその両親等に連絡することは差し支えない。
16 立ち直り支援活動の実施等（第26条の2、第26条の3関係）	(1) 少年の立ち直り支援活動は、警察の取扱いがあった少年のうち、家庭裁判所の終局決定後の事情等を総合的に勘案して、支援対象候補少年及び保護者に対して、警察から積極的に連絡をとり手を差し伸べ、保護者（特定少年の場合は本人）の同意が得られた場合には支援対象少年として当該少年の立ち直り支援を推進するものであり、専門的な知識及び技能を必要とし、継続的に実施することを要する活動である。 このため、少年サポートセンターに配置された警察官、少年育成専門官、心理専門官が行うものとするが、支援対象少年の居住地が少年サポートセンターから遠隔である場合においては、支援対象少年の居住地を管轄する警察署の職員に支援活動を補助させることができるものとする。 (2) 少年の立ち直り支援活動の実施については、別に定める少年の立ち直り支援実施要領のとおり、支援対象少年及び保護者（特

	定少年の場合は本人）への継続的な連絡により、相互の信頼関係を構築するとともに、必要な指導・助言を行うことを基本とし、修学・就労の支援や社会奉仕体験活動、生産体験活動等への参加を促進するなど、個々の少年の状況に応じた活動を行うものとする。 (3) 特定少年に対する立ち直り支援活動の実施に当たり、当該特定少年の非行の防止を図る観点から、その両親等に連絡することは差し支えない。
17 関係機関等との協力等（第27条、第28条関係）	(1) 第27条は、少年の非行防止や保護のためには、社会参加活動、ボランティア体験、農業体験、学習・就労支援、環境美化活動等の多種多様な活動により、少年に対してその身体的・精神的よりどころとなる居場所を提供することが重要であることから規定したものである。 (2) 第28条は、この種の活動を効果的に実施するためには、学校その他の関係機関等が実施する少年の健全な育成のための活動との役割分担に配慮すること及び警察が有する少年警察活動に関する知識、経験その他の専門性を生かすことが重要であることから、実施上の留意事項を明記したものである。
18 情報発信等（第29条、第30条関係）	(1) 第29条は、少年警察活動については、家庭、学校、地域社会と一体となって取り組むことが極めて重要であることに鑑み、地域住民に少年の非行情勢や犯罪被害の実態を広く周知し、少年警察活動に対するより深い理解と積極的な協力を得るとともに、地域住民、関係機関、民間ボランティア団体等の自発的な活動を促し、支援するために、関係する情報を積極的に発信すべきことについて規定したものである。 また、情報発信に際しては、学校等の関係機関と開催する協議会の場を活用して具体的な意見交換を行う、学校等の関係機関において開催する講習会等に積極的に協力し、警察における取組状況を説明するなど、少年警察活動に関する専門的な知識、技能、情報等が関係機関等における少年の健全育成に向けた各種の活動に効果的に反映されるように配慮するものとする。 (2) 第30条は、情報発信の前提として、また、少年の非行の防止と保護を図るための施策に資するため、常に、少年警察活動に関する基礎的な資料を整備し、活用するように努めることについて規定したものである。
19 少年の規範意識の啓発（第31条関係）	本条後段は、少年犯罪の発生及び犯罪被害を抑止するためには、警察のみならず、地域住民と一体となった取組が重要であることから、学校その他の関係機関と協力し、少年、保護者その他の関係者を対象とする非行防止教室等の開催その他の適切な方法により、少年の規範意識を啓発し、少年の非行及び犯罪被害の防止に

	努めることとしたものである。この場合においては、第27条の少年の体験活動と併せて行うなど効果的に実施することが必要である。
20 有害環境の排除及び民間の自主的活動に対する配慮（第32条関係）	(1) 少年に有害な影響を与えていると認められる環境について、その責任者に対する注意、助言等により排除を求めるときは、出版、言論等の表現の自由との関係を慎重に判断して措置するものとする。 また、この種の自由権を制限し、法定の手続を経ることが要求される場合は、個々の警察職員の判断で出版物等の是非について意見を述べてはならない。 (2) 「民間の自主的活動」には、広報啓発その他の地域における民間公益活動、酒類販売業者等の事業者による顧客の年齢確認等が挙げられる。 (3) 「その求めに応じ」とは、押し付けや相手方の意思に反して行うことを排する趣旨であり、少年警察ボランティアによる街頭補導活動や有害図書の自動販売機の撤去運動、20歳未満の者の飲酒及び喫煙を防止するための関係業者・業界団体のキャンペーン等の民間の自主的な活動を積極的に支援し、協力することを妨げるものではない。
21 集団的不良交友関係の解消（第32条の2、第32条の3関係）	(1) 集団的不良交友関係にあっては、20歳以上の者と少年が混在したものを含め、管内の中学校区、繁華街・歓楽街、校外のショッピングモール等の少年い集エリアに着目した実態把握を行うものである。 (2) 集団的不良交友関係の情報を把握した際は、活動エリアや交友関係の分析を行い、計画的かつ集中的な検挙・補導活動、立ち直り支援活動等の対策を講じるものである。 (3) 少年い集エリアを管轄する警察署と少年の居住地を管轄する警察署が異なる場合のほか、同一の中学校区や少年い集エリアを複数の警察署が管轄する場合等、広域的連携が必要なときは、警察本部少年課（札幌方面以外の方面にあっては当該方面本部生活安全課）が指導・調整を行い、必要な連携の確保を図るものである。 (4) 集団的不良交友関係の報告については、当該集団的不良交友関係の把握のほか、構成員の変更又は解消を把握した都度、別に定める様式により報告を求め、情報の集約、分析を行い、関係する警察署に還元することで情報共有を図るものである。
22 捜査及び調査の担当部門（第33条関係）	(1) 第2項において、捜査（犯罪少年事件の捜査をいう。以下この事項から41の事項までにおいて同じ。）及び調査（触法調査及びぐ犯調査をいう。以下この事項から29の事項までにおいて同じ。）については、少年の特性に配慮しつつ、個々の少年の

適正な処遇に努めなければならないことに鑑み、原則として、少年警察部門において行うものとしたものである。

また、第3項は、同様の趣旨から、捜査又は調査を他の警察部門に担当させる場合においても、少年の適正な処遇を図るため、捜査又は調査の着手の段階から他の警察部門と少年警察部門との連絡を密にし、選別主任者に対し捜査及び調査の経過を把握させるほか、必要があると認めるときは、少年に対する面接（取調べ及び質問を含む。以下同じ。）を少年警察部門に属する警察官に行わせることについて配慮することとしたものである。

(2) 第2項の各号に掲げる事件については、一律に他の警察部門が捜査又は調査を担当することを規定したものではなく、個別具体的にその事件の重大性及び社会的反響、少年警察部門の体制、事務の効率化等を勘案し、捜査及び調査を担当する警察部門を決することを規定したものである。

ア 「20歳以上の被疑者を主とする事件に関連する犯罪少年事件」（第1号）とは、20歳以上の者と少年の共同正犯事件で20歳以上の者が主導的役割を果たしているもののほか、少年が従犯として20歳以上の者の犯罪行為に加担しているものをいう。

イ 「少年法第20条第2項又は第62条第2項の規定により、原則として家庭裁判所から検察官に送致されることとなる犯罪少年事件」（第2号）とは、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件であって、その罪を犯すとき16歳以上の少年に係る事件又は次に掲げる特定少年に係る事件をいう。

（ア） 故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件であって、その罪を犯すとき16歳以上の少年に係るもの

（イ） 死刑又は無期若しくは短期1年以上の拘禁刑に当たる罪の事件であって、その罪を犯すとき特定少年に係るもの

ウ 「事件の内容が複雑かつ重要であり、他の警察部門に捜査させることが適当であると認められる犯罪少年事件」（第4号）とは、熟練した捜査技術によらなければ事件解決が困難と認められ、かつ、社会的反響が大きく不安感を醸成している事件等他の警察部門に捜査させることが適当と認められる事件をいうが、罪種に捕らわれず個々の事件の実態に即して判断するものとする。

エ 「交通法令違反に係る犯罪少年事件又は触法少年事件」（第5号）及び「交通事故事件に係る犯罪少年事件又は触法少年事件」（第6号）を規定した趣旨は、交通法令違反及び交通事故事件は、道路交通の秩序維持という技術的行政活動と表

	裏一体として行われる必要があるので、交通事件捜査を担当する警察部門に担当させることとしたものである。 オ 「警察本部長、方面本部長又は署長が他の警察部門に捜査又は調査をさせることが適切であると認める事件」(第7号)とは、第1号から第6号までに該当しない事件であっても他の警察部門が端緒の段階から継続して捜査又は調査を行っている事件であって、引き続き他の警察部門に担当させることが適当と認められるものをいう。 (3) 第3項の「必要な支援」の例としては、少年の特性に配慮した捜査又は調査の実施のために必要な指導教養や助言を行うこと、少年の面接又は質問の用に供するための適切な場所を提供することなどが挙げられる。
23 年齢の確認 (第34条関係)	少年事件の処理に当たっては、適用される法令が複雑・多岐にわたるほか、年齢によってはその処遇が異なることから、身上照会、保護者からの聴取等により、当該少年の正確な年齢を確認するものとする。 なお、特定少年については、保護事件等の特例が定められていることに留意すること。
24 捜査又は調査 上明らかにすべき事項 (第35条関係)	捜査又は調査を行うに当たっては、少年の健全な育成のためには非行等の事実の存否及びその内容の解明が前提となることを良く認識し、本条各号に掲げる事項を明らかにし、少年の再非行のおそれ、要保護性等を的確に把握するようにしなければならない。
25 関係機関との 連絡(第36条関係)	(1) 第1項に規定する家庭裁判所等関係機関との連絡は、規範第206条が根拠となる。この場合においては、規範第24条、第202条の規定に基づき、警察本部長、方面本部長、生活安全部長又は署長の指揮の下に行うものとする。 (2) 調査を行うに当たっては、必要に応じて、調査における少年の状態等所要の事項を連絡するものとする。
26 捜査又は調査 上の留意事項 (第37条関係)	(1) 捜査又は調査を行うに当たっては、規範第204条の規定に基づき、少年の特性を考慮し、特に他人の耳目に触れないようにし、言動に注意するなど温情と理解をもって当たり、少年の心情を傷つけないように努めなければならない。 (2) 第4号は、捜査又は調査が著しく遅延することは、少年の健全な育成を阻害するのみならず、被害者対策の観点からも適当でないことから、迅速な捜査又は調査に努めるべきことについて規定したものである。
27 措置の選別及び 処遇意見(第38条関係)	(1) 選別主任者は、適切な措置の選別及び処遇上の意見の決定に資するため、非行少年に係る事件に関し、捜査又は調査の着手の段階から捜査主任官又は調査主任官と相互に緊密な連携を図り、当該少年に関する第3項各号に掲げる事項の積極的な把握

	に努めなければならない。 (2) 交通法令違反に係る犯罪少年又は触法少年及び交通事故事件に係る犯罪少年又は触法少年であっても、共同危険行為等で検挙又は補導された暴走族加入少年等で問題性の高い少年、悪質な法令違反を犯して重大事故を起こした少年で送致又は通告するものは、選別主任者による審査の対象となることに留意するものとする。 (3) 措置の選別及び処遇上の意見の適否を審査する手続は、取扱担当警察職員が審査票（別記第3号様式）を作成（簡易送致を除く。）し、これに関係記録（第3項各号に定める事項の疎明資料等）を添付の上、選別主任者に提出して審査を受けた後、送致（通告）書の情状及び処置（処遇）に関する意見を記載することを原則とする。 (4) 選別主任者は、審査結果を審査票に基づき、取扱担当警察職員に確実に通知を行うものとする。 (5) 措置の選別及び処遇上の意見の審査後、新たな事情により変更の必要性が生じた場合は、審査済みの審査票の上に、変更の理由及びその必要性を明記した新たな審査票を付して選別主任者の再審査を受けるものとする。 (6) 審査票は、選別主任者の審査を受けた後、犯罪事件処理簿又は少年事件処理簿とともに編さんするものとする。
28 送致又は通告 に 関 し て の 留 意 事 項 （ 第 39 条 関 係 ）	非行少年を送致又は通告するに当たっては、少年及びその保護者又はこれに代わるべき者（以下「保護者等」という。）に送致又は通告の趣旨を説明し、不安感の除去に努めるとともに、在宅のまま送致又は通告した少年で再非行のおそれ大きいと認められるものについては、送致先又は通告先の機関において速やかに必要な措置が執られるようにあらかじめ連絡するものとする。
29 事後措置（第 40条関係）	(1) 非行少年として捜査又は調査した結果、送致又は通告若しくは継続補導を行うに至らなかった少年については、注意及び助言により健全育成を図るとともに、必要に応じて保護者等に対しても捜査又は調査の結果を連絡し、少年に対し適切な監護が図られるよう措置するものとする。 (2) 関係機関に送致され、又は通告された非行少年については、他機関における措置が開始されるまでに間隙が生ずる場合があり、その間、当該少年が極めて不安定な立場に置かれ、適切な処遇を妨げるおそれがあることから、本人又はその保護者への助言、必要により保護者の同意を得た上で学校への連絡等当該少年の適切な処遇に資するための必要な措置を時機を失することなく行うものとする。
30 発表上の留意	本条は、少年の事件に関する報道発表上の留意事項について明

事項（第41条関係）	らかにしたものであり、報道発表に当たっては、少年の健全な育成を期する精神をもって慎重に行うものとする。 また、少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）の国会審議に際し、衆議院及び参議院の法務委員会において、「特定少年のときに犯した罪についての事件広報に当たっては、（中略）いわゆる推知報道の禁止が一部解除されたことが、特定少年の健全育成及び更生の妨げとならないよう十分配慮されなければならない」旨の附帯決議が付されていることから、その趣旨を踏まえた対応に努めること。
31 犯罪少年事件の捜査の基本（第43条関係）	(1) 本条に規定する捜査の基本は、規範第203条、第204条が根拠となる。 (2) 捜査に当たっては、少年の健全な育成のためには非行等の事実の存否及びその内容の解明が前提となることをよく認識し、規範第205条の規定に基づき、事件の存否、態様、原因及び動機のほか、当該少年の性格、行状、経歴、教育程度、家庭や学校、職場の状況、交友関係及び住居地の環境、当該少年の非行の防止や立直りに協力することができるボランティアの有無等について調査しておかなければならない。
32 呼出し上の留意事項（第44条関係）	(1) 本条は、捜査のため、少年の被疑者、保護者等又は参考人を呼び出す場合の留意事項について明らかにしたものであり、呼出しを受ける者の心情を理解するとともに、呼出しを行う場所、時期、時間、方法等については、人格形成期にある少年の心情に与える影響を考慮しながら慎重に判断していく必要がある。 (2) 第2項は、規範第207条の規定に基づき、原則として保護者等に連絡することを規定したものであり、「その他連絡することが当該少年の福祉上不適当であると認められるとき」の例としては、就業先を解雇されるおそれがある場合等が挙げられる。 (3) 第3項は、少年の被疑者が警察から呼び出されたことが周囲の者に容易に分かるようなことは、規範第204条の趣旨からも避けるべきであることに鑑み、呼出し上の留意事項を規定したものである。 (4) 少年の被疑者その他関係者に対して任意出頭を求める場合には、呼出簿（規範別記様式第8号）に所要事項を確実に記載して、その処理の経過を明らかにしておかなければならない。
33 取調べ上の留意事項（第45条関係）	(1) 第1項は、少年の被疑者の取調べを行うときは、規範第207条の規定に基づき、原則として保護者等に連絡することを規定したものであり、「その他連絡することが当該少年の福祉上不適当であると認められるとき」の例は、32の事項のとおりである。 (2) 少年の被疑者の取調べを行う場合においては、やむを得ない場合を除き、少年と同道した保護者その他適切な者を立ち会わ

	せることに留意するものとする。これは、少年に無用の緊張を与えることを避け、真実の解明のための協力や事後の効果的な指導育成の効果を期待するという趣旨に基づくものである。したがって、適切と認められる者であるかどうかは、飽くまで少年の保護及び監護の観点から判断されるものであり、少年を保護又は監護する者と通常いえない者は含まれない。 「その他適切な者」の例としては、少年の在学する学校の教員、少年を雇用する雇用主等が挙げられる。 保護者その他適切な者の立会いについては、個別の事案に即し、この趣旨に沿って対応すべきものとする。
34 強制措置の制限(第46条関係)	捜査は、規範第208条の規定により任意捜査を原則とするが、当該事件の悪質性及び重大性並びに当該少年の資質、行状及び措置の迅速性等を総合的に検討し、強制の措置が適当と判断されるときは、時機を失することなく強制の措置を執るものとする。
35 指紋の採取等(第47条関係)	少年の被疑者の指掌紋の採取及び写真撮影は、別に定める通達に基づき、行うものとする。
36 親告罪等に関する措置(第48条関係)	告訴のない親告罪は、訴訟条件が備わっていないため、刑罰権を実現することはできない。 しかし、被疑者が少年の場合は、少年審判の性質上刑罰権の実現を目的としているわけではなく、少年の保護処分を主目的としているところから、家庭裁判所は所定の調査及び審判をすることができるとされている。ただし、告訴がない場合で捜査を行う必要性が認められる場合であっても、告訴意思のない被害者その他告訴することができる者の取扱いには慎重に行い、呼出し、被害者調書の作成等は、その心情に反しないように留意するものとする。
37 少年に所持させることが不適当な物件の措置(第49条関係)	(1) 「少年の非行の防止上所持させておくことが適当でないと認められる物件」の例としては、刃物、木刀、鉄棒その他の身体に重大な危害を加えるおそれがある物及び少年に有害な影響を与えると認められる文書、図書、玩具、性具、薬品並びにたばこ、酒類それらの供用具であるライター等が挙げられる。 (2) これらの物件については、任意の手段として、当該少年に対し、その物件を所有者その他権利者(以下「所有者等」という。)に返還させるか、保護者等に預けさせるか、又は廃棄させるなど当該物件を所持しないように注意、助言などをして措置し、これを所有者等に返還させた場合及び保護者等に預けさせた場合には、当該所有者等又は保護者等から受領書(別記第5号様式)を徴するなど物件の措置のてん末を明らかにするものとする。 また、当該物件の措置については、保護者等に当該物件を確

	認させて行うなど、保護者等を介して行うことに配慮するものとする。
38 余罪の捜査 (第50条関係)	(1) 少年事件の余罪捜査は、少年の犯罪状況を明らかにし、将来における再非行の防止に資するためのものであり、余罪は、要保護性の判断について加味されるが、刑事処分のように量刑の基礎となるものではないことを理解しなければならない。 (2) 余罪の捜査が遅延すれば、既に送致した事件に係る審判が終了した後に余罪の取調べを行うなど少年の立直りを妨げることにもつながることから、余罪の捜査は、迅速かつ的確に行わなければならない。
39 犯罪少年事件に関する書類の作成 (第51条関係)	本条は、捜査の結果、犯罪少年であることが判明した場合における関係書類の作成について規定したものである。 当該少年の犯行の原因及び動機、犯罪事実の存否及び犯罪の情状を立証するため、供述調書その他の捜査書類を作成するほか、第35条各号に掲げる事項を明らかにするため、身上調査表（規範別記様式第21号）を作成するものとする。
40 簡易送致適用事件の処理 (第52条関係)	(1) 警察本部又は方面本部（以下「警察本部等」という。）の警察官の取扱いに係る事件を当該事件の発生地を管轄する警察署の選別主任者に引き継ぐ場合及び警察署の警察官の取扱いに係る事件を当該警察署の選別主任者に電話等で報告する場合は、当該事件を取り扱った警察官が、当該少年から簡易送致裁決書（別記第6号様式）の記載事項を聴取した上でこれを行うものとする。 (2) 簡易送致事件は、被疑少年ごとに身上調査表及び関係書類を作成し、1か月ごとに一括して検察官又は家庭裁判所に送致するものとする。 なお、年齢切迫少年（20歳に達するまでおおむね2か月以内の少年をいう。）については、その旨の付せんを付してその都度送致するものとする。 (3) 通常送致する予定で捜査報告書、被害届、実況見分調書、現行犯人逮捕手続書等の捜査書類を作成したもの、簡易送致することになった場合は、これらを少年事件簡易送致書（別記第7号様式。家庭裁判所に直接送致する場合は少年事件簡易送致書（規範別記様式第22号））に添付するものとする。
41 簡易送致事件処理に際しての留意事項 (第53条関係)	簡易送致事件の処理に当たっては、単に事件処理の効率化を図るため簡易送致事件処理適用基準を形式的に適用して送致することなく、少年の性格、保護者の監護能力、再非行のおそれ等を総合的に判断し、少年の健全育成に資するよう慎重に行うものとする。
42 少年育成専門	(1) 第1項は、少年育成専門官等が、警察官の権限行使を必要と

官等の措置（第54条関係）	する犯罪少年事件を認知した場合は、少年課長又は方面本部の生活安全課長に報告の上、警察官に引き継ぐことを明示したものである。 (2) 第2項の「急を要し」とは、そのまま放置すれば少年の福祉上好ましくない結果を生じ、又は所在不明になるおそれのあるときなどをいう。この場合は、応急の措置を講じて最寄りの警察署等に任意同行を求め、警察官に引き継ぐものとする。
43 触法少年事件の措置（第55条関係）	(1) 警察署の職員が触法少年事件を取り扱ったときは、原則として触法調査報告書（別記第12号様式）を作成し、当該警察署の選別主任者に報告するものとする。 (2) 警察本部等の職員が触法少年事件を取り扱ったときは、原則として触法調査報告書を作成の上、事件引継書（様式を定める訓令別記様式第38号）により、当該事件の発生地を管轄する警察署の選別主任者に引き継ぐものとする。この場合において、当該職員が当該事件の発生地を管轄する警察署に派遣され、当該警察署の職員と共同で事件を処理するときは、事件引継書の作成を要しない。 なお、警察本部等において、犯罪捜査を遂げた結果、触法少年事件であると断定した場合は、事件引継書により、当該事件の発生地を管轄する警察署の選別主任者に引き継ぐこととなる。 (3) (1)又は(2)の事項において、触法調査報告書によらず任意の様式で調査報告書を作成したときは、触法調査報告書の作成を要しない。 (4) 警察署の選別主任者は、触法調査報告書、審査票等に基づき、児童相談所への送致又は通告の要否等措置の選別について審査した後、少年事件処理簿に処遇上の意見を付した上で署長に報告し、その指揮を受けるものとする。 (5) 触法少年事件の受理及び管理については、触法少年事件受理簿により行うものとする。
44 触法調査の基本(第56条関係)	(1) 少年の適正な処遇を図るためには、非行事実を解明することが前提であり、警察官に搜索、差押え等の権限が認められているところであるが、個々の調査（「触法調査」をいう。以下この事項から59の事項まで同じ。）においては、低年齢少年の特性に配慮しつつ、これらを適正に運用し、非行事実の解明等を的確に行わなければならない。 (2) 「可塑性」とは、少年の健全育成の関係では、少年が非行から立ち直る可能性を意味する。 「迎合する傾向にある」とは、少年は、質問の担当者の威圧感に萎縮し、反論することが困難であると感じた場合等に、自

	分の認識等を曲げて担当者の意図に沿うような回答をしやすいことをいう。このほか、低年齢少年は、被誘導性及び被暗示性が特に強いことなどの特性を有することから、調査に従事する者は、これらの特性についての深い理解をもって当たらなければならない。
45 触法調査を行うことができる警察職員（第57条関係）	(1) 指定警察職員は、第1項の要件を満たす場合において、その都度指定することとし、警察本部長が各所属の長に対して通知するものとする。 (2) 少年の特性等に専門的知識を有する少年育成専門官及び心理専門官を指定警察職員に指定し、調査に従事させることによって、より少年法の目的にあった調査が期待されている。 しかしながら、調査自体は本来、警察官の権限によって行われるものなので、指定警察職員が調査対象の少年を発見した場合には、個別に上司たる警察官の指示を仰ぐこととなる。 (3) 調査を行うことができる警察職員について定めた、少年法第6条の2第3項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第23号。以下「警察職員の職務等に関する規則」という。）第1条では、「上司である警察官の命を受け、触法少年に係る事件の原因及び動機並びに当該少年の性格、行状、経歴、教育程度、環境、家庭の状況、交友関係等を明らかにするために必要な調査を行うことができる。」と規定されており、事件の事実関係の聞き取りについては規定されていないことから、明らかに事件の事実に関わる調査は行うことができないという趣旨である。ただし、指定警察職員による調査において、少年が非行事実に関するような供述をしたとしても、同規則に違反するものではない。この場合、申述書（様式を定める訓令別記様式第3号）を作成するときは、事件の事実に関する部分は警察官が作成し、要保護性に関する部分は指定警察職員が作成して申述書を2通に分けるか、やむを得ず事件の事実に関する部分と要保護性に関する部分を1通の申述書にまとめる場合には、警察官と指定警察職員との連名による申述書を作成することとなる。
46 調査主任官（第58条関係）	(1) 調査主任官を指名する趣旨は、個々の事件について、適正な管理及び任務分担の下、組織的かつ効果的に調査を進めるためには、調査すべき事項及び調査に従事する者の任務分担の決定、調査方針の確立、関係機関との連絡調整その他の適正な調査の遂行及び管理の要となる者を明確にすることが重要であるという点にある。 (2) 本条における「署長」には10の(8)の事項により指揮を代行する者も含まれる。

	(3) 調査主任官は、当該事件の調査を行う警察署の警察官のうち、警視、警部又は警部補の階級にある者であつて、調査主任官の職務を的確に行うことができると認められるものを指名するものとする。この場合、調査主任官に指名され得る者をあらかじめ指名しておくのではなく、個々の触法少年事件の内容、所属の職員の調査能力等を勘案し、指名するものとする。 (4) 調査主任官は、当該事件の調査の状況を詳細に把握するとともに、低年齢少年の特性に対する深い理解をもって、本条各号に掲げる職務を行うものとする。 (5) 第1項第2号に規定する押収物及びその換価代金の出納の承認については、調査主任官が個々の調査上の必要性を検討して判断するという趣旨である。 このほか証拠物件の出納要領等については、北海道警察証拠物件管理規程（平成15年警察本部訓令第22号）により行うものとする。 (6) 調査主任官を指名する手順については、指揮伺いを行う際に、当該事件の調査を行う警察署において調査に従事する者から調査主任官の適任者を選考し、調査主任官指名簿（別記第13号様式）に所定事項を記載した上で、当該事件の指揮を行う署長が、指名者として調査主任官指名簿の「指名者の印」欄に押印し、調査主任官の指名を受けた者が調査主任官指名簿を確認の上、「被指名者の印」欄に押印することとなる。 警察本部長又は方面本部長若しくは生活安全部長の指揮する事件で調査主任官を指名する場合についても、原則として前記の要領によるものとする。ただし、指名者が調査主任官指名簿の「指名者の印」欄に直接押印することができないため、少年課又は方面本部の生活安全課において、少年事件処理簿の「指揮伺・指揮事項」欄に調査主任官の適任者を記載して決裁を受けた後、当該事件の調査を行う警察署に調査主任官が指定された旨の通知を行うものとする。この場合において、当該通知を受けた警察署にあつては、少年事件処理簿の「指揮伺・指揮事項」欄に調査主任官の指名を受けたことを記載した上で、調査主任官指名簿の「指名者」欄には、例えば、警察本部長の指揮する事件であれば、「警察本部長（〇〇警察署長専決）」と記載し、「指名者の印」欄には、当該署長が押印するものとする。
47 付添人の選任等(第59条関係)	(1) 第1項の「必要に応じて」とは、付添人選任権の告知は法的な義務ではないが、触法少年であると疑うに足りる相当の理由のある者又はその保護者から質問があつた場合には、付添人制度について分かりやすく説明する配慮が必要であるという趣旨であり、いやしくも当該制度を妨げることをないように配慮す

	るものとする。 (2) 付添人選任届の受理者に制限はなく、誰でも受理することができるが、受理の経過を明らかにするため、調査主任官又はこれに代わるべき調査担当者が受理すべきである。 これらの者が不在時に選任届が提出された場合は、調査主任官又は調査担当者に取扱事実を確認するなどした上で受理し、引き継ぐものとする。
48 呼出し上の留意事項（第60条関係）	(1) 本条は、調査のため、少年、保護者等又は参考人を呼び出す場合の留意事項について明らかにしたものであり、呼出しを受ける者の心情を理解するとともに、呼出しを行う場所、時期、時間、方法等については、人格形成期にある少年の心情に与える影響を考慮しながら慎重に判断していく必要がある。 (2) 第2項の「その他連絡することが当該少年の福祉上著しく不適当であると認められるとき」とは、個々の事件について、本条中の例示のほか、連絡することが当該少年の福祉上適当か否かを個別に検討するという趣旨である。 (3) 第3項第1号における「夜間」とは、日没から日の出までの間を指す。 (4) 少年、保護者等又は参考人を呼び出す場合には、呼出簿（様式を定める訓令別記様式第40号）に所要事項を確実に記載して、その処理の経過を明らかにしておかなければならない。
49 質問上の留意事項（第61条関係）	(1) 第1項は、少年に質問するに当たっては、原則として保護者等に連絡することを規定したものであり、「その他連絡することが当該少年の福祉上不適当であると認められるとき」の例は、48の事項のとおりである。 (2) 第2項は、少年に質問するに当たっては、保護者その他の当該少年の保護又は監護の観点から適切と認められる者の立会いについて配慮することを規定したものであるが、「適切と認められる者」の例としては、少年の同居の親族、少年の在学する学校の教員、少年を一時保護中の児童相談所の職員、弁護士である付添人等が対象となり得るところである。 適切と認められるかどうかについては、当該少年の保護又は監護の観点から個別に判断するものとする。 その上で、立会いをさせるかどうかは、低年齢少年の特性に配慮しつつ、当該少年に無用の緊張又は不安を与えることを避け、事案の真相を明らかにし、事後の効果的な指導育成に資するとの趣旨に合致するかという観点から、個別の事案に即して判断するものとする。 (3) 少年に対する質問は、任意の供述を得ることを目的とするものであり、強制にわたることがあってはならないことは、少年

	法第6条の4第2項に規定されている。そのため、「分からないこと」や「知らないこと」は「分からない」、「知らない」と答えて欲しいこと、「言いたくないこと」は言わなくてもいいことなどを伝えるものとする。その際、少年に「正直に話をしなくてもよい」という誤った意識を生じさせることがないように、個々の少年の状況等を踏まえつつ、分かりやすく伝えることに配慮するものとする。 (4) 第3項第1号における「夜間」については前条と同一の解釈であるが、保護者の了解を得た上で、必要によっては、深夜に及ばない常識的に許容される時間の範囲内で、これを超える場合もあると考えられる。 しかし、夜間に発生した事件の直後に少年を発見し、直ちに必要最小限の事項を聴取しなければならない場合等やむを得ない事情がない限りは、少年の心身に与える影響等を考慮し、夜間に少年と面接することは極力避けなければならない。 「長時間」とは、事案の軽重等により一概に示すことはできないが、休憩や食事の時間を適切にとらせるとともに、少年の精神状態や疲労の度合いを考慮しながら、無理のない調査に配慮しなければならない。 (5) 第3項第2号における「他人の耳目に触れるおそれがある場所」とは、事務室等一般人の出入りが多く、少年の調査に適さない場所をいう。 質問に際しては、少年が落ち着いて話せるよう、少年補導室等の適当な場所を活用する必要がある。
50 強制の措置等 (第62条関係)	(1) 令状請求に当たっての基本的な手続は、通常の刑事手続と大きな差違はなく、様式を定める訓令に規定された各種令状請求様式に調査報告書、実況見分調書、申述書、証拠物関係書類（任意提出書・領置調書等をいう。以下同じ。）等の疎明資料を添付の上、請求する。この場合、令状請求書類は行政書類として作成することから、作成者及び署長の官職に「司法警察員」等の記載は必要ない。ただし、当該事実の疎明に必要な場合は、令状請求書類に司法書類を添付することができる。 (2) 令状請求を行うことができる者は、北海道公安委員会が指定する警部以上の階級にある警察官であるが、やむを得ないときは、他の司法警察員たる警察官が請求しても差し支えない。 令状は、地方裁判所又は簡易裁判所に請求する。 (3) 搜索、差押え、検証その他の令状の請求及び執行並びに鑑定嘱託を実施する事件については、第15条第5項に規定する方面本部長又は生活安全部長に報告を要する事件であることを踏まえ、矛盾のない報告又は指揮伺いに配慮するものとする。

	(4) 令状の請求をしたときは、令状請求簿（様式を定める訓令別記様式45号）により、請求の手續、発付後の状況等を明らかにしておかなければならない。 (5) 少年法第6条の5第1項の規定により、警察官は、調査をするに当たって必要があるときは、押収、搜索、検証又は鑑定の嘱託（以下この事項において「押収等」という。）をすることができるが、警察官を除く警察職員については押収等を行うことができないことに留意するものとする。
51 還付公告等 （第63条関係）	(1) 第2項の「別に定める」とは、触法少年事件の証拠物等に係る還付公告等実施要領を規定した通達をいう。 (2) 調査において、当該事件に関連するとして押収した証拠物のうち、権利者不明のものについては、警察において保管し、児童相談所が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第4号の措置をとった場合は、警察から家庭裁判所へ送付する。児童相談所が同号の措置を執らなかった場合は還付公告を行う。 (3) 家庭裁判所に送付されない権利者不明の証拠物は、警察で全て還付公告の手續を執らなければならない。 (4) 還付公告は、当該還付公告の対象たる証拠物に係る事件の処理が終了後、速やかに行うものとする。 なお、終了後とは、警察限りのときは当該処理の決裁が終了した時点、警察署から児童相談所に対し送致又は通告した場合は、児童相談所における処理が終了した時点、すなわち、児童相談所において家庭裁判所へ送致しないとの結論が示された時点である。
52 強制捜査の後に触法少年事件であることが判明した場合の措置（第64条関係）	(1) 触法少年事件は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）に規定する捜査手續を行うことはできない。したがって、被疑者として逮捕した少年が14歳未満であったときは、直ちに釈放しなければならない。 また、緊急逮捕した場合には、釈放した後であっても、規範第120条第3項の規定により逮捕状を請求しなければならない。 (2) 第5項の場合において、調査のため搜索、差押え、検証若しくは身体検査の令状又は鑑定処分許可状の発付を得る必要があるときは、改めて当該令状を請求するものとする。
53 触法調査に関する書類の作成（第65条関係）	(1) 触法少年事件について作成する書類は、可能な限り触法調査報告書にとどめるものとするが、事件の態様、規模、要保護性等から児童相談所へ送致又は通告する必要がある、事実の認定及び送致・通告先の適正な処遇に資し、又は補導の適正を期するために必要と認められる場合は、第1項に定める書類を作成するものとする。

	(2) 触法少年であると疑うに足る相当の理由のある者の申述書を作成する場合は、少年の年齢、知能等に応じた平易な言葉を用いて分かりやすく説明するとともに、記載内容の変更等を申し立てる機会を十分に与えるものとする。 また、申述書には、当該少年の署名及び押印又は指印（以下「署名押印等」という。）を求めるとともに、事情聴取に立ち会い、又は申述書の内容を確認した保護者等がある場合には、当該保護者等にも署名押印等を求めるものとする。 (3) 触法少年と他の被疑者とが共犯関係にある場合は、当該触法少年は、他の被疑者に関する捜査上の参考人となるので、参考人調書を作成するものとする。 (4) 触法少年に任意提出書（様式を定める訓令別記様式第4号）、還付請求書（様式を定める訓令別記様式第16号）及び所有権放棄書（様式を定める訓令別記様式第15号）（以下この事項において「任意提出書等」という。）を作成させるときは、少年の年齢、知能等に応じた平易な言葉を用い、各書類の意義等について丁寧に説明するとともに、任意提出書等には、当該少年の署名押印等を求めるものとする。 また、事情聴取に立ち会い、又は任意提出書等の内容を確認した保護者等がある場合には、当該保護者等にも署名押印等を求めるものとする。 (5) 申述書及び証拠物関係書類については、送致記録に編さんした場合に申述書及び証拠物関係書類の所在位置を明確にする必要があることから、申述書の右縁下部に黒表示、証拠物関係書類の右縁下部に赤表示を設けるものとする。ただし、継続用紙については各表示を省略することができる。 黒表示及び赤表示は、用紙の右縁下部に、おおむね縦40ミリメートル、幅5ミリメートルの大きさとするものとする。 (6) 第1項における調査報告書は、調査の端緒やその入手状況、調査の経過やその結果等調査に係る事項を上司に報告する書面（犯罪捜査における捜査報告書に準ずる書面）をいう。
54 児童相談所への送致（第66条関係）	(1) 児童相談所に送致すべき触法少年事件については、10の(5)の事項のとおりであり、当該少年の行為が重大事件に該当する、若しくは計画性又は多数の余罪があるなど、家庭裁判所の審判に付することが適当であると思料するとき、すなわち、少年が保護処分と相当すると判断される場合には送致するものとする。 (2) 児童相談所への送致書類は、おおむね次の順序によって編さんするものとする。 ア 触法少年事件送致書（様式を定める訓令別記様式第32号）

	イ 書類目録（様式を定める訓令別記様式第31号） ウ その他の書類 その他の書類のうち証拠物関係書類については、当該書類の謄本を編さんし、正本については、当該証拠物を家庭裁判所へ送付する際に併せて送付するものとする。ただし、還付又は廃棄したことにより家庭裁判所へ送付することのない証拠物に係る書類については、当該書類の正本を送致するものとする。 (3) 家庭裁判所へ証拠物を送付する場合は、おおむね次の順序によって書類を編さんするものとする。 ア 証拠物送付書（様式を定める訓令別記様式第34号） イ 証拠物総目録（様式を定める訓令別記様式第30号） ウ 証拠物関係書類 証拠物関係書類については、当該書類の正本を編さんするものとする。
55 児童相談所への通告（第67条関係）	(1) 調査の結果、児童福祉法第25条第1項の規定により、調査に係る少年を児童相談所へ通告する場合について規定したものである。この場合、警察職員の職務等に関する規則第3条に規定する調査概要結果通知書により、児童相談所に対し同法による措置を執るに当たって参考となる当該調査の概要及び結果を通知するものとする。 (2) 児童相談所への送致と児童福祉法第25条第1項の通告は、法的性質や要件の異なる別個の手続であり、両立し得るものである。したがって、触法少年を通告した後、当該少年に係る事件を送致することも可能である。ただし、触法少年事件が先に送致された場合は、当該少年について重ねて後から通告する必要はない。 (3) 触法調査の結果、当該事件を児童相談所に通告したときの児童通告書の控えは、少年事件処理簿とともに編さんするものとする。
56 少年の一時保護に係る留意事項(第68条関係)	(1) 児童相談所の委託を受けて一時保護した少年について、性格、年齢等から保護室での保護が適当でない場合は、宿直室、休憩室等において保護するものとする。 (2) 少年の一時保護については、本条に定めるもののほか、北海道警察保護取扱規程（平成17年警察本部訓令第29号）によるものとする。
57 少年に所持させることが不適当な物件の措置（第69条関係）	(1) 触法少年事件の証拠物並びに少年法第24条の2第1項各号及び第2項各号のいずれかに該当する物件については、同法第6条の5第2項の規定により準用する刑事訴訟法の規定に基づき措置することができる。 なお、少年と他の被疑者とが共犯関係にある場合は、当該少

	年が所持する物件を、他の被疑者に関する捜査上の手続きにより押収することができる。
58 犯罪の疑いがある場合の措置（第70条関係）	低年齢少年の刑罰法令に触れる行為については、刑法第41条の規定により罰せられず逮捕及び捜査としての搜索、差押え若しくは検証を行い、又は当該少年を被疑者として取調べを行うなど、捜査の手続によってその事件を取り扱うことができない。 しかしながら、低年齢少年を実行行為者として特定できず触法少年事件であると断定できない段階や共犯関係にある者が存在する可能性がある場合には、事案の真相を明らかにするための捜査を尽くす必要がある。
59 指導教養（第71条関係）	調査に必要な知識、技能に関する指導教養については、朝礼や教養招集等あらゆる機会を利用するなどして、定期的実施することにより、調査に従事する職員の知識・技能の向上を図るものとする。 また、警察本部長、方面本部長及び署長は、指導教養の充実強化を図るため、当該指導教養を実施する警察官等の専門性の向上、教養資料の整備及び活用、学識経験者等による講義の実施等に努めるものとする。
60 ぐ犯少年事件の措置（第72条関係）	(1) 少年課又は警察署の職員がぐ犯少年を発見したときは、ぐ犯少年発見調査報告書（別記第14号様式）を作成し、当該所属の選別主任者に報告するものとする。 なお、ぐ犯少年からは特定少年が除かれることに留意すること。 (2) 警察本部等の職員（少年課の職員を除く。）がぐ犯少年を発見したときは、ぐ犯少年発見調査報告書を作成の上、事件引継書により、当該事件の発生地を管轄する警察署の選別主任者に引き継ぐものとする。この場合において、当該職員が当該事件の発生地を管轄する警察署に派遣され、当該警察署の職員と共同で事件を処理するときは、事件引継書の作成を要しない。 (3) 少年課又は警察署の選別主任者は、ぐ犯少年発見調査報告書、審査票等に基づき、家庭裁判所への送致又は児童相談所への通告の可否等措置の選別について審査した後、少年事件処理簿に処遇上の意見を付した上で少年課長又は署長に報告し、その指揮を受けるものとする。
61 ぐ犯調査の基本（第73条関係）	調査（ぐ犯調査をいう。以下この事項から70の事項までにおいて同じ。）を行うに当たっては、特に低年齢少年が精神的に未成熟であり、可塑性に富むこと、迎合する傾向にあることなどの特性を有することに鑑み、少年の心情と早期の立ち直りに配慮しなければならない。
62 ぐ犯調査を行うことができる	指定警察職員は、少年の心理その他の特性に関する専門的知識を有することから、上司である警察官の命を受け調査を行うこと

警察職員（第74条関係）	ができる。この場合において、警察本部長は、指定警察職員の指定に係る当該教育訓練の際に調査の実施要領についての指導教養を実施するなどにより、適正な職務執行を確保するものとする。
63 調査主任官（第75条関係）	(1) 調査主任官を指名する趣旨は、個々の事件について、適正な管理及び任務分担の下、組織的かつ効果的に調査を進めるためには、調査すべき事項及び調査に従事する者の任務分担の決定、調査方針の確立、関係機関との連絡調整その他の適正な調査の遂行及び管理の要となる者を明確にすることが重要であるという点にある。 (2) 本条における「少年課長又は署長」には10の(8)の事項により指揮を代行する者も含まれる。 (3) 調査主任官は、当該事件の調査を行う少年課又は警察署の警察官のうち、警部又は警部補の階級にある者であって、調査主任官の職務を的確に行うことができると認められるものを指名するものとする。 (4) 調査主任官は、当該事件の調査の状況を詳細に把握するとともに、少年の特性に対する深い理解をもって、職務に当たるものとする。 (5) 調査主任官を指名する手順については、指揮伺いを行う際に、当該事件の調査を行う少年課又は警察署において調査に従事する者から調査主任官の適任者を選考し、調査主任官指名簿（別記第15号様式）に所定事項を記載した上で、当該事件の指揮を行う少年課長又は署長が、指名者として調査主任官指名簿の「指名者の印」欄に押印し、調査主任官の指名を受けた者が調査主任官指名簿を確認の上、「被指名者の印」欄に押印するものとする。
64 呼出し・質問上の留意事項（第76条関係）	呼出し・質問状の留意事項については、48の事項の例による。
65 低年齢少年に係るぐ犯調査における配慮（第77条関係）	(1) 第1項中の「可塑性に富むこと、迎合する傾向にあること等の特性」については、44の(2)の事項の例による。 (2) 第2項中の「夜間」「長時間」「他人の耳目に触れるおそれがある場所」については、49の(4)及び(5)の事項の例による。 (3) 第3項中の「適切と認められる者の立会い」については、49の(2)の事項の例による。
66 ぐ犯調査に関する書類の作成（第78条関係）	(1) 答申書を作成する必要があるときは、任意の様式をもって徴するものとする。 (2) ぐ犯少年と認められる者の申述書を作成する場合は、少年の年齢、知能等に応じた平易な言葉を用いて分かりやすく説明するとともに、記載内容の変更等を申し立てる機会を十分に与え

るものとする。

また、申述書には、当該少年の署名押印等を求めるとともに、事情聴取に立ち会い、又は申述書の内容を確認した保護者等がある場合には、当該保護者等にも署名押印等を求めるものとする。

(3) 少年が少年法第24条の2第1項各号及び第2項各号のいずれかに該当する物件その他家庭裁判所の審判に必要と認められる物件を所持しているときは、その同意を得た上で、一時これを預かるものとする。この場合、当該物件を預かった職員は、預り書（別記第16号様式）を作成するとともに、保護者等の申述書を作成し、当該物件を預かった旨を明らかにする書面を当該少年又は保護者等に交付する等して、物件の預かりのてん末を明らかにするものとする。

(4) 「少年が少年法第24条の2第1項各号のいずれかに該当する物件その他家庭裁判所の審判に必要と認められる物件を所持しているとき」には、次に掲げる場合が想定される。

ア 少年が第三者からある物件を渡されて所持しているものの、当該第三者の事件については処罰要件がないなどにより立件できない場合

イ 少年が極めて微量で鑑定不能の覚醒剤やシンナー等を所持していたなど、犯罪少年事件又は触法少年事件として処理することができず、ぐ犯少年事件として処理する場合

(5) 「当該物件を預かった旨を明らかにする書面」については特に様式を定めておらず、白紙に押収品目録交付書（様式を定める訓令別記様式第14号）の記載内容に準ずる項目で、当該物件を預かった旨を記載の上、交付することで足りる。この場合、預り書（別記第16号様式）には、少年の住居、氏名等の個人情報記載されていることから、少年のプライバシー保護の観点からもその写しは交付しないものとする。

(6) 少年以外の者が少年法第24条の2第1項各号及び第2項各号のいずれかに該当する物件その他家庭裁判所の審判に必要と認められる物件を所持している場合で、事件処理のため特にその物件を必要とするときは、所有者等の協力を得て、任意差出書（別記第17号様式）とともにその物件の提出を求めるものとする。この場合において、提出者には、任意差出書の写しを交付する等して、そのてん末を明らかにする措置を講ずるものとする。

(7) 「少年以外の者が少年法第24条の2第1項各号のいずれかに該当する物件その他家庭裁判所の審判に必要と認められる物件を所持している場合」には、第三者が情を知らずに、前記(4)の

	イの事項に例示した物件を所持している場合が想定される。 なお、本条にいう任意差出書（別記第17号様式）は、司法警察職員捜査書類基本書式例及び様式を定める訓令別記様式第4号に規定する任意提出書とは異なるものであることに留意するものとする。 (8) 被害者その他権利者に物件を返還する場合は、受領書を徴し、物件の措置のてん末を明らかにする措置を講ずるものとする。
67 ぐ犯少年の送致又は通告（第79条関係）	(1) ぐ犯少年事件の送致又は通告に当たっては、家庭裁判所及び児童相談所との連携を密にしつつ、これを進めなければならない。 (2) 送致又は通告は、次に掲げる手続により処理するものとする。 ア 処理をする時において、当該少年が14歳以上18歳未満であって、その者を家庭裁判所の審判に付することが適当と認められるときは、ぐ犯少年事件送致書（様式を定める訓令別記様式第33号）を作成し、これに身上調査表（様式を定める訓令別記様式第46号）その他の関係書類を添付して家庭裁判所に送致すること。 イ 処理をする時において、当該少年が14歳以上18歳未満であって、保護者がいないとき又は保護者に監護させることが不適当であると認められ、かつ、家庭裁判所に直接送致するよりも、まず、児童福祉法による措置に委ねるのが適当であると認められるときは、児童通告書により児童相談所に通告すること。 ウ 処理をする時において、当該少年が低年齢少年であって、保護者がいないとき、又は保護者に監護させることが不適当であると認められるときは、児童通告書により児童相談所に通告すること。 (3) ぐ犯調査の結果、当該事件を児童相談所に通告したときの児童通告書の控えは、少年事件処理簿とともに編さんするものとする。
68 ぐ犯少年についての緊急措置（第80条関係）	(1) 家出等所在不明のおそれがあるとき、ぐ犯少年事件の送致と同時に少年法第17条に規定する観護の措置を執る必要があると認められる場合においては、あらかじめ家庭裁判所に連絡をした上で、関係書類とともに身柄を同行して送致するものとする。 また、既に書類で家庭裁判所に送致し、事件が家庭裁判所に係属している場合であって、緊急に保護を必要と認めるときは、その旨を家庭裁判所に通報し、少年法第12条に規定する緊急同行状を得て当該少年を同行するものとする。 (2) 同行状を執行した際、夜間又は同行すべき場所が遠隔であるなど、やむを得ない事情があるときは、当該少年を一時的に保護室に収容することができる。この場合、逃亡しないように錠

	を使用することは差し支えない。
69 一時保護に係る留意事項（第81条関係）	(1) ぐ犯少年のうち、児童福祉法第25条第1項の規定により児童相談所に通告する少年の一時保護については、第68条を準用することとなるが、家庭裁判所に送致するぐ犯少年については、保護の目的が児童福祉法上の措置を期待するものではないことから児童福祉法の適用はなく、その保護は警察法（昭和29年法律第162号）又は警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）を適用して行うことに留意するものとする。 (2) 少年の一時保護に係る留意事項については、56の事項の例による。
70 指導教養（第83条関係）	調査に必要な知識、技能に関する指導教養については、59の事項の例による。
71 不良行為少年に対する注意、助言等（第84条関係）	第1項に規定する当該少年の保護者及び学校又は職場の関係者への連絡は、少年警察部門の職員が行うものとする。
72 少年に所持させることが不適当な物件の措置（第85条関係）	「非行の防止上所持させておくことが適当でないと認められる物件」については、37の(1)の事項の例による。
73 被害少年に対する支援（第87条、第88条関係）	(1) 人格形成期にある少年が犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為により被害を受けた場合、その心身に与える影響が大きく特別な配慮が必要であることから、本条を規定したものである。 (2) 第88条第1項において保護者（特定少年については本人）の同意を得ることとしているのは、継続的な支援については、被害少年のプライバシーに関わることが多いからである。 (3) 第88条第2項は、個別の事案によっては、学校関係者等と協力した方がより適切かつ効果的に支援できる場合があることから、必要があるときは、学校関係者等と協力して継続的な支援を行うことについて規定したものである。この場合も保護者（特定少年については本人）の同意を得ることとしているのは、これらの者との協力により、継続的な支援に関与する者が多くなることから、少年のプライバシーに配慮することが不可欠であるからである。 (4) 特定少年に対する継続的な支援の実施に当たり、当該特定少年へ援助を行う観点から、その両親等に連絡することは差し支えない。
74 福祉犯の取締り（第90条関係）	「福祉犯」は、活動規則第37条において「児童買春に係る犯罪、児童にその心身に有害な影響を与える行為をさせる犯罪その他の

	少年の福祉を害する犯罪であって警察庁長官が定めるもの」と定義されている。
75 福祉犯の被害少年の保護等（第91条関係）	(1) 福祉犯の被害少年については、身体的・精神的な打撃が大きく、心身に傷を受けたことが非行の原因となる場合もあることから、第87条による必要な支援をするほか、第1項において必要な措置を規定したものである。 「当該少年が再び被害に遭うことを防止するため、その保護者又は学校関係者その他の関係者（保護者が同意した場合に限る。）に配慮を求める」とは、いわゆる援助交際に起因する児童買春事件にみられるように、被害少年において被害者意識が希薄であるために反復して被害に遭う場合も少なくないことから、福祉犯事件について捜査をするほか、被害少年が再び被害に遭うことを防止するため、保護者や学校関係者等に配慮を求めることをいう。 (2) 「再発防止のための取組を促し」とは、風俗営業に係る18歳未満の者の使用や20歳未満の者に対する酒類又はたばこの提供にみられるように、特定の営業において反復継続的に少年が被害者となる場合もみられることから、同種の犯罪の再発を防止する観点から、福祉犯事件に関係した事業者を指導、監督する行政機関に対し、当該事件について連絡し、必要な行政処分等を促すなどの必要な措置を執ることをいう。 「必要な措置」としては、例えば、関係する業界団体に対し、再発防止のための自主的な取組を働きかけることなどが挙げられる。
76 要保護少年の通告等（第92条関係）	(1) 口頭による通告については、電話等を含むものとし、児童福祉法第25条第1項の規定による通告であることを告げ、児童通告書の記載事項を確実に伝達するとともに、時機を失することなく、児童通告通知書を当該児童相談所に送付するものとする。 (2) 児童通告書及び児童通告通知書の送付については、各児童相談所との合意の下、電子メールの送信その他適当な方法によるものとする。 電子メールを用いた送付方法については別に定める。 (3) 18歳未満の要保護少年を児童相談所に通告したときの児童通告書及び児童通告通知書の控えは、少年事案処理簿とともに編さんするものとする。
77 要保護少年の一時保護に係る留意事項（第93条関係）	要保護少年の一時保護に係る留意事項については、56の事項の例によるものとする。
78 児童虐待に係	(1) 児童虐待を受けたと思われる児童を発見したときは、児童の

る活動(第94条、第95条関係)	安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応の徹底を図るとともに、児童の保護に向けた関係機関との連携の強化、厳正な捜査と被害児童に対するカウンセリング等の支援、生活安全部門への情報の集約と組織としての的確な対応を進めることとする。 また、再発を防止するために保護者に対する助言、学校への連絡等必要な措置を執るものとする。 (2) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第5条に基づき、児童の福祉に関係する機関、団体等と連携しながら、児童虐待の早期発見に努めるものとする。 (3) 児童虐待の防止等に関する法律第10条の規定による援助の求めがあった場合は、緊急の場合を除き、援助を求められた警察署とこれを要請した児童相談所等との間で事前協議を行うとともに、適切な役割分担の下、必要な措置を執るものとする。 (4) 児童虐待を受けたと思われる児童に係る口頭による通告並びに児童通告書及び児童通告通知書の送付要領については、77の事項の例によるものとする。
79 児童虐待を受けたと思われる児童の一時保護に係る留意事項(第96条関係)	児童虐待を受けたと思われる児童の一時保護に係る留意事項については、56の事項の例によるものとする。
80 少年事件処理簿(第97条関係)	(1) 第1項は、第15条の規定による触法少年事件及びぐ犯少年事件の指揮に関するものであり、その都度指揮の経緯を明らかにしておかなければならない。この場合において、指揮の代行に係るものは、その旨を明らかにしておかなければならない。 (2) 少年事件処理簿の記載の始期は、事件を認知又は受理したとき又は捜査の結果、触法少年事件であると判明したときである。 (3) 少年事件処理簿の記載は、各事件の態様に応じ、第1項に規定するもののほか、10の(3)に掲げる事項に関して、調査の実行を担保し、その経緯と責任を明らかにするための必要な事項を簡潔に記載するものとする。 (4) 少年事件処理簿は、少年警察部門に備え、解決後1年間保存するものとする。
81 少年事案処理簿(第98条関係)	(1) 児童相談所への通告が必要と認められる要保護少年については、その適正な処遇及び健全な育成に資するため、少年事案処理簿（別記第22号様式）に事案の処理状況、方針等を記載し、少年課長又は署長の指揮を受けるものとする。 少年事案処理簿の作成を要する事案は、保護者のない少年、その他児童福祉法による福祉のための措置又はこれに類する保護のための措置が必要と認められる少年（非行少年、児童虐待

	を受けたと思われる児童に該当する場合を除く。)を取り扱った場合とする。 (2) 触法調査又はぐ犯調査の結果、当該少年に要保護性を認め触法少年又はぐ犯少年として送致又は通告する場合については、既に少年事件処理簿が作成されていることから、少年事案処理簿の作成を要しない。 (3) 少年事案処理簿は、少年警察部門に備え、解決後1年間保存するものとする。
82 呼出簿（第99条関係）	(1) 呼出簿は、原則として事前に警部の階級にある当該調査担当幹部の専決により行うことができるものとする。 なお、警部以上の階級にある幹部が自ら呼出しをする場合については、直近の警視の階級にある幹部の専決により行うことができるものとする。 この場合において、事件発生の直後に少年、目撃者その他の関係者から直ちに事情聴取しなければならない場合等急速を要し事前に決裁を受けるいとまのないときは、事後速やかに決裁を受けるものとする。 また、出頭の結果及び出頭時の状況については、調査主任官に確実に報告するとともに、特異な事項等については警察本部長、方面本部長、生活安全部長、少年課長又は署長に報告するものとする。 (2) 呼出簿は、少年警察部門に備え、暦年ごとに編さんファイル「呼出簿（触法・ぐ犯）(31-30-090)」に編さんの上、1年間保存するものとする。
83 令状請求簿（第100条関係）	(1) 触法調査において、令状の請求をしたときは、令状請求簿により、請求の手續、発付後の状況等を明らかにしておかなければならない。 (2) 令状請求簿は、少年警察部門に備え、暦年ごとに編さんファイル「令状請求簿（触法）(31-30-100)」に編さんの上、3年間保存するものとする。
84 少年カード（第101条関係）	(1) 少年カードを保管する警察署において、保管中の少年カードに係る少年について更に少年カードを作成し、又は送付を受けたときは、当該少年カードと合わせて保管するものとする。 (2) 少年カードは、次の要領で作成し整理・保管するものとする。 ア 少年カードの作成は、警察共通基盤システムにより行うこと。 イ 当該少年について作成された少年補導票とともにホルダーにより保管すること。 ウ 少年カードの索引欄に記入された少年の氏名を50音換数式で換数した番号（以下この事項において「氏名換数番号」と

	いう。)をホルダーの右上部に記入すること。 エ ホルダーは、氏名換数番号の順にファイルボックスに整理し保管すること。この場合において、氏名換数番号が同一の少年については、生年月日の早いものから順に配列して整理すること。
85 非行歴等調査書（第102条関係）	(1) 「補導歴」とは、過去に不良行為少年として警察に補導された経歴をいい、少年補導票が保管されているものに限る。 (2) 「非行歴」とは、刑法犯、特別法犯の別を問わず、何らかの罪（道路交通法違反を除く。）により、過去に被疑者としてその事件を警察等に検挙され、又は触法少年（道路交通法違反に係る者を除く。）若しくはぐ犯少年として警察に補導された経歴をいう。